

前答會見の要旨に於て、

一、組合組織は各従業員の意味如何に依り決するものなるを以て回答の要なし

二、現業員が營利の目的にあらずして家事又は一身上の都合に依り現業員以外且身元確實と認めたるものと荷馬車の譲渡をなす場合は可及的認容する

昭和九年九月二十一日

利島組支配人 生駒壽一郎

財團協調會福岡出張所

士、解決條件

前項支配人の妥協案を承認することとなつたので次の覺書を以て見舞金貳拾圓を提供し解決した。

覺書

一、組合組織は各従業員の意味如何に依り決するものなるを以て回答の要なし

二、現業員が營利の目的にあらずして家事又は一身上の都合に依り現業員以外且身元確實と認めたるものと荷馬車の譲渡をなす場合は可及的認容する

昭和九年九月二十一日

利島組支配人 生駒壽一郎